

陪審裁判

23

発行 陪審裁判を考える会

RESEARCH GROUP ON JURY TRIAL

2021年2月

新年に際して、裁判員裁判の今後をよもう

新倉 修 弁護士・青山学院大学名誉教授

一昨年は、裁判員制度導入10年を迎えて、この制度の歩みを振り返る企画がいろいろありました。3万人を超える「国民」が裁判員ないしは補充裁判員として実際にも重大な刑事裁判にかかわり、大変重い「任務」を担い、貴重な成果を上げられて来られたことは、大事な社会的な経験です。貴重な社会的資産でもあります。また、裁判官も、相当数の職業裁判官が裁判員と協議するという大変重要な体験をされて、刑事裁判のあり方についてほかの方法では得難い体験をされたことと思います。

とは言え、法律上は、裁判員6名と裁判官3名という「大きな合議体」のほか、裁判員4名と裁判官1名という「小さな合議体」が予定されています（裁判

員裁判法2条2項および3項）が、この「小さな合議体」方式は、被告人が起訴された事実を争わない場合にも利用できずですが、一向に利用されていません。この「小さな合議体」によるのは、「公

判前整理手続による争点および証拠の整理において公訴事実に争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるもの」とされており、このような要件に当てはまるケースは、最近の統計によると、当初の事件数にくらべて相当減少して、被告人ベースでカウントすると年間1000人程度にとどまるわけですが、それでも、それなりにあると思われます。また、この「小さな合議体」は、当初の法案には規定がなかったのですが、与党協議の中で、公明党の

漆原良夫議員と自民党の長勢甚遠議員や保岡興治議員を中心として話し合いの過程で、追加されたものであると言われています。

これは、機動性という点からだけではなく、裁判員の意見がいつそう尊重されるということがメリットだとされています。というのも、評決が全員一致制ではなく、裁判所法77条にならって、裁判員裁判も、裁判員と裁判官のそれぞれ1名以上を含む過半数とされた（裁判員法67条1項）結果、裁判官3名が同一意見である場合には、裁判員の過半数が同意でなくても、合議体の評決が成り立つこととなります。「小さな合議体」では、このような事態は理論的にあり得ないので、その分、裁判員の意見が手厚く尊重

されることとなります。

もつとも、実際には、できるだけ全員一致に達するように評議を尽くしていると言われているので、過半数による評決の意味を問うことは、実益がないように見えるかもしれません。しかしよく考えると、同調圧力が強いというか、同調圧力に弱く大勢に迎合的な心理的な傾向性があるとされている「国民性」を考えると、丁寧な評議を実践することとか、合理的な疑いを超えた心証の形成を集団的に確保することは、多数決制が全員一致制かという評決方法の違いよりも、評議の運営のしかたによるとか、だれが座長となるのか（つまり、現在、ほぼすべての合議体で疑いをもたれることもなく実施されているように、裁判長裁判官が、法廷の訴訟指揮の延長で、そのまま評議でも座長となるというやり方ではなく、裁判員の中から公正な選出方法によって座長を選ぶという方式のインパクトを考慮すると）とかによって、丁寧な評議がいつそう保障できるという（次頁に続く）

可能性があるともいえそうです。

その関係では、現在、書評を頼まれて取り組んでいる集团的評決のやり方に関する比較研究が、大変参考になるデータと議論が扱っています。これをみると、合議体の評決や評決の方法はさまざまで、裁判長、主任裁判官、報告判事などの特別な役割を持った裁判官の関与があるものとか、1人1票ではなく加重投票制があるなど⁽¹⁾、多種多彩であり、それだけにこのような比較研究が生まれる土壌があることがわかります。

ちなみに合議体のサイズもまちまちであり、たとえばヨーロッパ人権裁判所は、最も大きい合議体は、加盟国から1名ずつ選ばれた47名の裁判官が参加するものであり、大法院は17名で構成され、国際司法裁判所も、日本の最高裁判所の大法院と同じく15名からなり、アメリカの連邦最高裁判所は9名という構成になっています。また、国際刑事裁判所は、18名の裁判官が所属していますが、第一審裁判部は、3名の合議体が複数設置され、さらに5名の裁判官からなる上訴裁判部と3名の合議体または1名の単独裁判官が所属する予審裁判部があり、刑事裁判所の合議体のサイズとしては、日本の地方裁判所や高等裁判所、最高裁判所の小法院と変わらないサイズとなっています。

す。

また、評決の方法も、コモンロー諸国では、陪審制度をとる事実審では全員一致制が伝統的に採用されていますが、大陸法（シビル・ロー）諸国では多数決制をとり、そのうち単純多数決制の例と加重多数決制（合議体の3分の2以上の多数によって決定する）の例があるそうです。

いずれにしても、よりよい制度のあり方を模索するために、エビデンスを集め、討議の対象として関係者や専門家の意見を集め、その成果を公表して、世論の判断に供するという活動が行われていることに、注目しなければなりません。もちろんその場合でも、合議の秘密は遵守されるので、個人情報公表されるわけではないのですが、そのようなたしなみ（decency）を保ちつつも、評議や評決の方法について個別の事例も含めて、検討するという姿勢と実践は重要ではないでしょうか。

またとりわけ重要なのは、裁判員が量刑判断にかかわるわけですが、死刑求刑事件では、単純多数決ではなく、全員一致制ないしは少なくとも、加重多数決制（裁判員および構成裁判官を含む7名以上の賛成を必要とする）を採用するように検討すべきではないでしょうか。また

いずれにしても、定期的な見直しというシステムを確立して、問題点をたえず検討しつつ、陪審制を導入する準備を進めることが大事な目標となります。

新型コロナウイルスの蔓延によって裁判員の参加する裁判も、厳しい環境の下に置かれていますが、ピンチをチャンスに変えるように一層引き締めて新しい課題解決に努めましょう。

(1) Birke Häcker and Wolfgang Ernst (eds.), *Collective Judging in Comparative Perspective: Counting Votes and Weighing Opinions*, Intersentia, 2020

新入会員

- 眞田 範行さん（千葉県弁護士会会長）
- 玉井 美香さん（大阪大学大学院）
- Matt Wilsonさん（テンプル大学学長）
- 大城 聡さん（弁護士）
- 川畑 恵子さん（裁判員ACT）

物故した会員など

- ご冥福をお祈りいたします。
- 内藤 道興さん 逝去
2019年6月25日
- 根本 行雄さん 逝去
2020年2月4日
- 上口 達夫さん 逝去
2020年6月26日

民事陪審制度採用のための実務的課題

眞田 範行 弁護士
(2020年11月07日に行なわれたZoomを用いた講演)

第1 基本的視座

刑事事件のみではなく、民事事件も陪審制度に適合します。

ただし、(1) 実際上の課題のみならず、(2) 若干の理論的課題も存在します。

1 適合についての大枠

(1) 民事事件は、手続法たる民事訴訟法と実体法である民法の相互作用によって判断がなされます。

(2) 手続法について

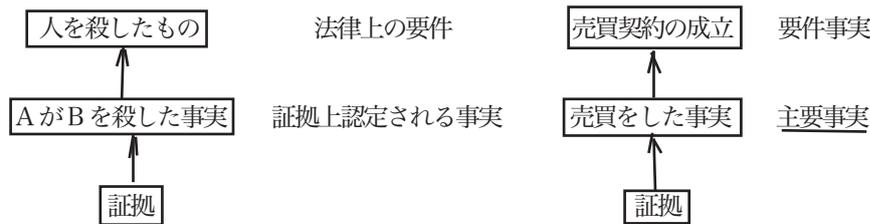
基本的に現行民事訴訟法は、集中証拠調べの構造をとっており、民事陪審制度の構造に合致します。

〔コメント〕 デイスカバリーが採用されていません。逆に言うと、デイスカバリーは、民事陪審の前提条件であるかが検討されなければなりません。

(3) 実体法について

民法の規定の適用によって解決されることとなりますが、その適用に当たっては、「要件事実」の存否によって判断されることになり、その判断は、常識的一般市民による判断になじみます。

ここで、議論の混乱を避けるため、以下のように用語を整理します。



〔コメント〕 なお、司法研修所及び実務は、主要事実を要件事実と呼んでいるが、この点は、現段階では無視して結構です。

(4) 刑事と民事の違い

基本的構造としては、刑事民事とも、上に述べたことと異ならない。しかし、重要な差異があります。

刑事については、事実についての主張立証責任は、全面的に検察官が負うことになるが、民事は、実体法の解釈により、主張立証責任が、原告が負う部分と被告が負う部分とに分かれるところが異なります。

また、証拠についての規律は、伝聞証拠の禁止等刑事では厳格な規律があるが、民事はそのような規律がなく、自由心証主義が支配しています。

〔コメント〕 アメリカでは、刑事・民事の証拠法則が共有です。

2 民事裁判の基本的構造

X(原告)からY(被告)に対する請求権の有無を判断する。この請求権の有無は、実体法の規定する請求権を発生させる要件に該当する事実が、過去に存在したか否かを、証拠によって確定する作業です。

〔コメント〕 民事訴訟には、三類型があり、上記は給付訴訟であり、形成訴訟、確認訴訟という類型があります。ここでは、一応、給付訴訟を前提に説明します。

3 主張立証責任とは

その責任を負うとされた者が、主張し立証しなければならない事実であり、その定めは実体法の規定ぶりにより、原則として定まり、問題がある場合には公平の理念によって、定めるという考え方が通説的な理解です。どの事実をXの責任にするか、どの事実をYの責任にするかの議論であり、その主張立証責任を負う者が、主張立証責任を果たさない場合には、その者が敗訴するという原則です。裁判の拒否ができないという原則からです。

〔コメント〕 これは、実体法たる民法が、生活規範なのか裁判規範なのかの問題であり、裁判規範説を前提とします。

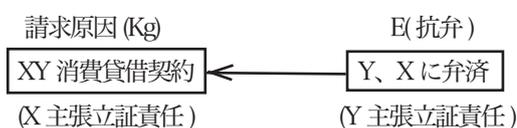
私は、裁判規範説を前提に、民法は、裁判官に対する制限規範であると考えています。

抽象的に言っても、よく分かりにくいので、設問で考えましょう。

Xは、Yに100万円を貸したが、Yは既に支払っていると主張した場合

(1) 第一段階

要件事実による分析 → 実体法を使用したブロック・ダイアグラムの作成



(2) 自白・否認の成否

民事事件では、自白をする場合が多い。

例えば、Yは、Xに弁済をしたということであるので、請求原因は自白しています。そうすると、確定する必要があるのは、弁済の事実のみとなります。これが、よく言う「争点の整理」ということです。

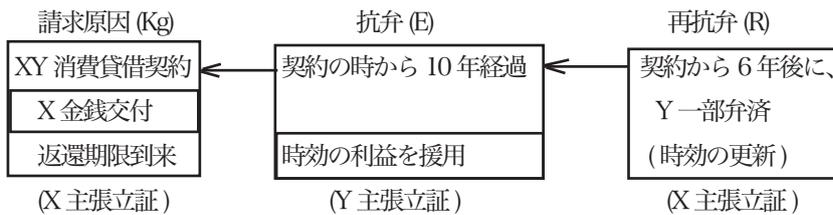
(3) 弁済の事実の確定

あとは、弁済の事実を証拠によって認定できるか否かの問題となります。

Xは、Yに100万円を貸しましたが、Yは10年の時効を援用しました。しかし、その10年の間に、Yは一部を弁済していました。

(1) 第一段階

要件事実による分析 → 実体法を使用したブロック・ダイアグラムの作成



再抗弁の役割は、抗弁事実によって死んでしまった請求原因を、抗弁事実を死亡させることによって、請求原因を死亡から生存に復活させることになる。

(2) 自白等による主張の整理

例えば、KgをYが認め、EをXが認めると、Rの事実のみ確定すればよいことになる。

(3) 時効更新事実の確定

あとは、時効更新事実を、証拠により確定することになります。

4 民事陪審制度との接合

ちょっと難しい部分、すなわち(1)と(2)は、専門家たる裁判官に一任すればよいことになる。そして、主張の整理により、裁判官は、陪審員に確定しなければならない事実を示せばよいということになってくるのです。

[コメント] そうすると、極端に言うと、要件事実による主張の整理は、特にベテランの裁判官でなくともできることになり、法曹一元化は必要ではないこととなります。これでいいのかは、1個の問題でしょう。

以上の要件事実の仕組みを簡単に学ぶためには、岡口基一『裁判官は劣化しているのか』(羽鳥書店)が好書であると思います。岡口判事は、色々、話題の人物であり、『最高裁に告ぐ』(岩波書店)という著作もあります。

第2 要件事実論の現在

1 要件事実論の興隆と衰退

司法改革により、法科大学院制度が発足した時点においては、全国の学者が要件事実論を学ばなければならないということで、要件事実論は、興隆を極めました。例えば山本敬三京都大学教授は、その著作である『民法講義』に、既に述べたブロックダイアグラムを表記する教科書を出版するぐらいであり、更に、各法科大学院においては、実務家教員が進出し、『民事実務講義』として要件事実論を教え始めました。

しかし、奇妙なことに、それまで要件事実論を主に教えてきた司法研修所は、突然、要件事実論に対して冷淡な態度をとるようになり、事実認定論にその教育の重点をシフトしだしたのです。勿論、要件事実論は法科大学院で教えるから、今まで手薄だった事実認定論を主に修習生に教えるという理由がありました。そして、この傾向が結実した本として、修習生に配布される『司法研修所編 事例で考える民事事実認定』(法曹会)という本があります。その後、司法研修所は、事実認定の研究を奨励するようになり、その研究の成果が出版されています。

2 ある裁判官の批判

このように司法研修所が、修習生に対する教育をシフトしたことについては、裁判官の中でも、批判が出たと思います。事実認定は、裁判官の専権事項であり、憲法によって保障されている(憲法§76)。その定型的なやり方を示すなどはもつてのほかであるという怒りでした。この裁判官の怒りは、(1) 事実認定は、裁判官の専権事項であり、(2) 事実認定は裁判官の自由である(極端な自由心証主義)という部分の2つがあると思います。

私は、この怒りももつともですが、司法研修所がシフトしだしたのは、まさに民事陪審制度を避けるための一つの方策であると考えています。既に述べましたように、要件事実論は民事陪審制度とすこぶる親和性があり、これを司法当局が警戒しだしたというのが実情ではないかと思っております。

上記の裁判官の怒りで言いますと、(1)の部分は、民事陪審法の制定によって克服すべき問題であり、この会が営々と努力を傾けてきたところであると思います。しかし、深刻な問題は、(2)の部分であり、事実認定論は、裁判官が十分研究してある。素人による事実認定よりもはるかに正確なものであり、そのような態勢を作つてあるとあって、民事陪審制度を排除しようとするものではないかと思ひます(実際は、定型的な事実認定を行うように勧めるもので、真実を発見しようとする意気込みが感じられません。)

このようなところで、要件事実論は、現在下火になっていますが、判決のバックボーンとして生きており、これを民事陪審制度と結び付けて、その主張をしていくことが大切であると思ひます。

第3 問題点

しかし、民事陪審制度と要件事実論を検討する場合に、私自身、未だ検討不足の部分があります。それは、現在のところ、以下の2つの点です。この点、私の研究不足であり、その他にも克服しなければならない問題点があると思ひます。

1 評価的要件

評価的要件に典型例は、不法行為訴訟における「過失」という文言をどうとらえるかです。法律の文言で「正当事由」という文言が用いられている部分も同様です。

(1) 過失を基礎づける事実

原告と被告が、お前には過失がある、いやお前こそ過失があると言いつつても、ただの喧嘩に過ぎなくなります。この点から、過失は事実の評価であり、評価のための具体的事実を主張することになります。

このことを、現在の司法研修所の要件論は、過失という評価を基礎づける評価根拠事実と過失という評価を障害する評価根拠事実とに分け、例えば前者を請求原因事実とした場合、後者を抗弁として位置づけます。

(2) 総合的判断

この場合の判断の在り方は、既に述べた要件事実論における評価の在り方と異なっております。すなわち、両者の総合評価であるとするのです。これは、日本の裁判官による裁判の典型例であり、「総合的に判断する」といって、何も根拠を示していない判断です。しかし、このような判断方法を最高裁判所は何と追認してしまったのです(最判H30・6・10民集72-288・有名なハマキョウレックス判決です。)

(3) 今後の方向性

このような要件事実の整理及び判断方法には、多大の疑問があります。

「過失」という一つの要件を請求原因と抗弁というように分断してよいのか、更には、総合的判断というよく分からない方法でよいのかです。

私は、事実の法規のあてはめの問題は、評価的要素を捨て去ることはできないので、陪審員が事実から過失ありと判断することは当然であると思ひます。ただ、評価根拠事実と評価障害事実による判断は恣意的になりがちであり、決して褒められるものではないと考えます。この場合は、アメリカの憲法判例の如く、審査基準というものを個別訴訟において打ち立てていくことが必要であると思ひます。現に、赤い本においては、交通事故の過失割合においては、定式化がなされています。

2 憲法訴訟との関係

実は、この問題が一番悩ましい問題です。民事訴訟においても、憲法§14(平等原則)違反が主張されます。これらの、憲法上の主張について、主張立証責任を認めるべきか、事実についてのものではないから説得責任にとどまるのか、という根本的な疑問があり、陪審との関係でその判断をどのようにするか問題となります。

この問題については、研究不足であり、今後を期したいと思ひます。ただ、最近、憲法学者の方から憲法訴訟の主張立証についても論考が出だしており、これを参考にしながら、研究を進めて参りたいと思ひます。

以上

新型コロナと陪審制度の復活と

滝田 清暉 陪審裁判を考える会事務局

1. はじめに

「陪審裁判を考える会」編集の「民事陪審裁判が日本を変える」の本を、5月に日本評論社から出版した記念すべきこの1年は、新型コロナウイルスに翻弄された年でもあった。新年に入っても、いまだに収束の様子を見せないコロナ禍は、社会を守ることは、国や自治体等の権力組織の判断に頼っても無理な場合があり、結局、個々の国民との協働が必要であることを、改めて一般市民に自覚させたように思う。今後、陪審裁判のような市民参加制度を、これまで以上に重視する必要があると考える。

2. コロナ禍が我々に気づかせたこと

(1) 国を始めとする権力組織は、個人を守ることを目的とするものではないということが、改めて実感された。即ち、組織の方針はその組織を支える市民を統制するためのものであり、それによって恩恵を受ける市民が、その組織の存在を希望し、その組織の方針を尊重するように行動する。

しかしながら、上記組織の方針に賛成

出来ない個人や組織は、緊急事態の場合には別として、必ずしも、前記上位に位置する権力組織の方針を尊重して行動するわけではない。これは、全体主義の国家ではなく、自由を尊重する民主主義国家であれば当然であり、日本もその場合に相当する。

それにもかかわらず、コロナ対策に関しては、国等の組織の方針に従わなければ、周りから白い目で見られるという状況になった。国等により個人の自由が長期にわたり制限される場合があることを、多くの市民が同時に体験したのである。

(2) この体験は、多数決によって決めれば、少数意見が無視されることが当然であるかのような日本社会における多数派の人々にも、公平に与えられた。この体験により、従来多数派に属する政治家に、全権限が与えられて当然であるかのように理解してきた多数派の市民に、その理解は間違っていたかも知れないという疑

問が生じなかったであろうか。

あるいは、専門家という特定の市民の判断に、すべてを託すことは合理的なのであろうか、との疑問の余地をもちた可能性がある。ここに、「決定過程における市民参加」の重要性が生じる。

(3) 日本では、司法への市民参加制度として、新たに裁判員制度を導入してから早くも10年が経過している。しかしながら、裁判員経験者に課せられた守秘義務により、せっかくの経験を、未経験である多くの一般市民に自由に伝達できないために、裁判員を務めたことによる達成感を得られないことに加え、長期裁判による拘束に耐え難い社会であることなどが大きな障害になり、裁判員制度への関心が一般市民の間に拡散せず、裁判員のなり手が減少している。

(4) 一方、この1年は、我々が手本としてきた米国の民主主義制度の綻びが目立つ年でもあった。米国大統領の改選に係るニュースは、米国が有する陪審制度を日本に導入すれば、米国民が有する、社

会を構成する市民としての権利意識が日本にも根付くのではないかと考えていた我々の意気を消沈させた。

しかし、トランプ大統領の統投を拒否できたのは、陪審制度によって培われた市民の主権者意識の勝利であったのではないかと考えることもできよう。説明責任を果たそうとしない日本政府の姿を重ねて見ると、主権者意識が高いとは言えない日本の将来を危惧せざるを得ない。

3. 終わりに

戦争に突入しない社会とその発展は、結局のところ、一般市民の健全性の確保が、継続的になされるような社会システムを構築することができるか否かにかかっている。その社会システムの一つが、司法への市民参加制度であると言える。

一般市民に理解できる理由に基づかない国の暴走を止めることができるのは、健全な国民の一般常識であると考えられるからである。

このように考えると、このたびのコロナ禍にもかかわらず、将来を背負ってもらうための義務教育における一クラスの少人数化の議論が、後退しているように見えることは残念である。まだ自己の権利・義務意識が不十分な子供たちをより健全に育成するために、健全な社会常識を備えた一般市民が積極的に関わってい

ける検討会のような場を設け、市民を交えた検討を始めるのも、市民参加の一つの形態である。

司法への市民参加制度の議論が、行政への市民参加制度論をも喚起することは、容易に推定することができる。

現在停止されている陪審法を、裁判員制度の体験を踏まえた上で、現在の日本社会に適合するように改正し、復活させることがきわめて重要だと考えている。

2019年

●陪審裁判を考える会3月例会

日時：3月30日(土) 13:00(開場)
場所：青山学院大学17号館10階デイス
カッショングルーム

テーマ：1 出版の現状と本のタイトル変更
飯考行さん(専修大学)
2 出版上の問題と対策及び目標設定
荻原弘和さん(日本評論社)

●陪審裁判を考える会7月例会

日時：7月6日(土) 13:00(開場)
場所：青山学院大学17号館10階デイス
カッショングルーム

テーマ：1 「アルゼンチンに導入された陪審制度について」 福来寛さん
(UCサンタクルズ校) 2 出版の現状と今後の予定について 飯考行さん(専修大学) 3 夏合宿について 4 会の代表について

●陪審裁判を考える会夏合宿

日時：8月11日(日)～12日(月・祝)
場所：ハタゴイン福島広野

テーマ：「陪審裁判を考える会」が出版する「民事・行政裁判への市民参加」関係に関する編集会議、最終報告及び確認並びに対策

●陪審裁判を考える会9月例会

日時：9月28日(土) 13:00(開場)
場所：青山学院大学15号館12階のエキュゼキューティブ(E)・ミーティング・ルーム

テーマ：1 「市民参加と官僚制」対抗と連携 新倉修代表 2 「出版の進捗状況と今後の予定」 荻原弘和さん(日本評論社)

●陪審裁判を考える会12月例会

日時：12月21日(土) 13:00(開場)
場所：青山学院大学15号館12階のE・ミーティング・ルーム

テーマ：1 「出版の現状報告と今後の予定」 荻原弘和さん(日本評論社) 2 「裁判への信頼と国民(市民)の司法参加」 新倉修代表

2020年

●陪審裁判を考える会3月例会

日時：3月28日(土) 13:00
新型コロナウイルス流行のため中止
新型コロナウィルス流行のため中止

●陪審裁判を考える会7月例会

日時：7月25日(土) 13:00(開場)
場所：日本評論社のウェブ会議室借用
テーマ：1 上口達夫氏への黙とう

2 『民事陪審裁判が日本を変える』刊行後の状況について 3 同書の使い方について 4 その他

*裁判員経験者ネットワーク、裁判員ラウンジ、裁判員ネット、裁判員ACT、インカフェ九州など、市民の司法参加について考える市民団体と陪審裁判を考える会で全体会合を年一回程度でも開催できないか(高橋博信さん)

●陪審裁判を考える会9月例会

日時：9月5日(土) 13:00(開場)
場所：日本評論社のウェブ会議室借用

テーマ：1 模擬陪審用のより理解しやす
いものを検討 2 福来案は将来案として位置付け 3 荻原弘和さん(日本評論社) 主導でSNS利用

●陪審裁判を考える会11月例会

日時：11月7日(土) 14:00(開場)
場所：日本評論社のウェブ会議室借用
テーマ：1 「民事陪審制度採用のための実務的課題」 眞田範行さん(弁護士)

2 模擬陪審用脚本についての意見交換 3 「司法への市民参加バーチャル会議室」設置の検討報告 荻原弘和さん(日本評論社) 4 市民向けオンライン勉強会について

陪審裁判を考える会記録

2018年

●陪審裁判を考える会12月例会

日時：12月23日(土) 13:00(開場)
場所：青山学院大学17号館10階デイス
カッショングルーム

テーマ：1 「裁判員経験者として考える司法への市民参加」 高橋博信さん
2 出版原稿の進捗と編集方針の確認 3 今年の総括と、来年の例会予定日及び話題提供者(部分的に
スкаイプ使用)

国籍不問の陪審制度がアメリカ統治下の 沖縄で成立した要因について

玉井 美香 陪審裁判を考える会

戦後アメリカ統治下の沖縄で行われた陪審制度では、陪審候補者の要件が21歳以上、沖縄に3か月以上住み、英語が理解できる者で、国籍や性別は問われなかった。本稿では沖縄陪審制度導入の契機に着目し、導入に際して米国民政府内部およびワシントンの陸軍当局と交わされた議論を読み解くことよって、なぜ陪審員にアメリカ国籍を要件としなかったのかについて考えたい。

沖縄陪審制度設立の契機については、二つの定説がある。一つ目は、1960年連邦最高裁判所で、国外にあるアメリカ市民も合衆国憲法の保障する「陪審裁判を受ける権利」を奪われてはならないとする判決が下り、この判例に従う形で導入されたとされる。二つ目は、日系二世のベネット・K・イケダ(Bennet Ken Ikeda)が連邦裁判所へ人身保護令状を請求したことがきっかけとされる(イケダ事件)。

定説の一つ目、1960年のキンセラ対シングルトン判決をきっかけに、沖縄で陪審制度設立に関する検討が始まっ

た。米国民政府内では司法局と法制法務局を軸として議論が重ねられたが、この間、陪審員の国籍が問題になることはなかった。司法局は主に被告人の権利の観点から陪審制度導入に賛成し、法制法務局はUSCAR裁判所の管轄権と合衆国憲法との整合性の問題から慎重な姿勢を示し、高等弁務官キャラウェイは琉球人も関与し得る裁判では多くの問題があり現実的に不可能だとして反対していた。

議論は平行線をたどったまま約2年が過ぎた頃、定説の二つ目であるイケダ事件が起きた。ベネット・イケダが1962年10月19日にワシントン連邦地方裁判所へ人身保護令状を提出したことにより、陪審制度設立に向けた動きが加速する。陪審制度に断固として反対していたキャラウェイを説き伏せたのは、陸軍当局であった。陸軍副次官ハウゲルトは「イケダ事件の上訴が審理される前に、琉球へ大陪審と小陪審を導入せよ」と促した。1963年1月14日には、陸軍参謀総長ホイラーがキャラウェイに対し「イケダ問題が上訴審で争われれば米

民政府裁判所の機能が停止し、司法の空白を招く。イケダに上訴を取り下げさせ、速やかに陪審制度を置くべきである」と説得の手紙を送った。しかしキャラウェイは、さまざまな理由を付けて導入を拒んだ。

陪審員の国籍要件に初めて言及があったのは、1963年1月29日、陸軍法律顧問室からの文書である。キャラウェイが提出した1962年12月8日の報告書に対する返信において、琉球で実施される陪審裁判の「陪審員は、アメリカ市民である必要はない」と言明した。これはUSCAR裁判所に一刻も早く陪審制度を設立させることを目的としており、キャラウェイを説得するための半ば強引な解釈であった。この時点まで陪審員の国籍要件は全く議論の対象ではなかったにもかかわらず、突然示された陸軍当局の提言により、陪審員に国籍を問わない制度が成立したのである。

キャラウェイは、未熟な琉球人にはアメリカの積極的な関与が不可欠だとし、それまでの間接統治から住民を嚴重

に統治する「直接政治」に切り替える政策を打ち出していた。定着しつつあった沖縄人の自治権が後退するなど、彼の強権政治は「キャラウェイ旋風」と呼ばれる。興味深いのは、有名な「自治権神話」演説が1963年3月8日、改正布令発布の3日前に行われたことである。キャラウェイは、琉球人が参加するような陪審制度を創設するのは自治権と同じように無謀であると考え、制度導入には決して納得したわけではなかったことが窺える。

以上のように、沖縄で陪審員の要件に国籍を問わなかったのは、陪審制度を導入させるための陸軍当局による計策が要因であった。陪審制度に強く反対し続けるキャラウェイに対し、陸軍当局は、「憲法ではアメリカ国籍を要求していない」としてキャラウェイの主張を退けた。彼を説き伏せるために持ち出された理論によつて、多国籍な陪審員から成る陪審制度が1960年代の沖縄に誕生したのである。

※本稿は、拙稿(石田美香「国籍不問の陪審制度―アメリカ統治下の沖縄で成立した要因―」『アメリカ史研究』日本アメリカ史学会、第41号、pp.52-68、2018)の一部抜粋である。

アルゼンチンと沖縄の教訓を踏まえ、 民事陪審制度の日本の導入に向けて

福来寛 カリフォルニア大サンタクルズ校

「民事陪審が日本を変えるー沖縄に民事陪審裁判があつた時代からの考察」が日本評論社から2020年3月に出版された。陪審裁判を考える会の合宿や例会、さらには日本評論社の方々の多くのサポートの元、長年の出版の夢がかなった。

具体的な出版計画について話し合ったのは、2016年12月にハワイ州最高裁判事サブリーナ・マッケンナ氏を招いた琉球大学での合宿が最初であつた。横浜生まれのマッケンナ判事は、同性愛者であることを公的に認めた最高裁判事として知られ、同性愛者の権利や人権について長年世界各地で公演してきた。同時期に沖縄の講演にも招待され、四宮啓弁護士の紹介を経て、琉球大学で行われた陪審裁判を考える会の合宿とその後の親睦会に出席してくれた。

米兵の父と日本人の母のもとに日本で生まれ、横浜米軍基地内の高校を卒業後ハワイに渡り、ハワイ大で学士号、ハワイ大ロースクールでJD（法学博士号）を取得、同ロースクールの助教授、弁護

士・地方判事を経て、2011年からハワイ州最高裁判所の判事を勤めている。その後「民事陪審が日本を変える」の

フォアワード（序文）の寄稿を承諾していただいたが、しばらくして最高裁判事としての立場から辞退された経緯があつた。米軍占領下の沖縄で行われた陪審裁判や、積極的な女性の陪審参加の歴史に大きな関心と興味を示した。彼女はハワイ州の刑事・民事陪審裁判の現状についても言及し、他の州と比べて一般市民の司法参加が少ないのではないかと述べていた。

ハワイに限らず、刑事・民事陪審裁判は1970年以降、米国全土で減少傾向の一途にある。近年では刑事事件の殆どが司法取引で処理され、州によっては全刑事事件の僅か1%程度が陪審裁判で審理されるところもある。

市民司法参加の著しい減少は米国だけに限らず、英国やカナダなどでも同様である。例えば英国は4つの独立した自治権の小国から構成されるが、その一つの

イングランドは事実上、民事陪審裁判を近年廃止、刑事陪審裁判も減少している。他の西欧諸国でも市民司法参加の機会が激減している傾向にある。

その反面、20世紀後半になって、米欧諸国以外の国で陪審裁判導入が活発に議論されてきた。アジアでは日本や韓国、さらには中国や台湾、おいては南米のアルゼンチンやチリ、さらにアフリカのガーナや南アフリカ共和国等がそうである。韓国は2008年に刑事陪審制度を導入、台湾でも米国や韓国型の陪審裁判か、日本型の裁判官と一般市民が協議する参審制度の導入が今なお積極的に市民や法律専門家の間で議論されている。

2009年に刑事事件で参審制を導入した日本でも現在、刑事事件以外の民事・行政訴訟においての市民の司法参加について、司法専門家や陪審裁判を考える会を含む市民団体が活発な議論を始めたことは喜ばしい。

その最中に2020年に南米のアルゼンチンが民事訴訟において、陪審導入を

決定したニュースが飛び込んできた。米国トランプ政権やブラジル・ボルサナー口政権に象徴される右翼化社会政治の傾向が顕著に見られる現代社会において、司法の民主主義の新しい風が吹き始めたのである。このレポートで、民事や行政の争いごとに、市民の直接司法参加の意義と重要性について改めて考えてみたい。

アルゼンチン司法制度の 民主化への実践と実践

最初にアルゼンチンが2020年に民事陪審制度を導入した背景について述べてみたい。現在アルゼンチンは23の県（provincia）と首都ブエノスアイレスの自治区から構成されている。チャコ県（Chaco）議会が2020年12月、世界で初めてとも言っている近代的・民事陪審制度導入を決定した。

アルゼンチンは1816年にスペインに対し独立を宣言、1853年に新憲法を制定、3つの条項で、市民が陪審裁判を受ける権利を認めた。しかしながら19世紀にスペイン支配から独立した近隣の南米国家と同様に、陪審裁判を受ける権利をそれぞれの新憲法で明記しながらも、実質的な導入はなされなかった。陪

審判制度を導入した国でも市民参加を、男性や高所得者等のいわゆる「社会的強者」のみに限定化した形で導入した。

メキシコでは奴隷出身でありながら歴代二人目の大統領となったビンセント・ゲレラ (Vincent Guerrero) が1829年に新憲法で陪審制度を保証し、同時に奴隷制度も廃止した。その後1860年代に陪審裁判は廃止に追いやられるが、先住民で初めてメキシコ大統領となったベニート・フアレズ (Benito Juarez) がメキシコシティー自治区での陪審裁判を認め、1928年に廃止されるまで、刑事陪審裁判が続けられた。

先住民や元奴隷など差別されてきた人たちの代表者が大統領となり、民主主義の象徴でもある陪審裁判を導入・擁護してきたことは、世界的にも注目に値する歴史的事実である。

前述のようにメキシコ以外の中南米国家の多くは、憲法で定めた陪審制度導入に長年難色を示してきた。それを根底から覆ったのがアルゼンチンである。2004年にコルドバ県 (Cordoba) が最初に陪審制度を刑事事件で導入、その後2015年に陪審制から陪審制に移行する。さらに2011年にブエノスアイレス自治区が男女平等のクオータ制を組み入れた刑事陪審制度を導入した。つま

り12名の陪審員は、選挙名簿から無作為に抽出された男女それぞれ6名から構成されると規定したのである。

2015年にはネクエン県 (Neuquen) が刑事陪審制度を導入し、被告人が先住民の裁判では、男女平等の陪審構成規約の他に、先住民と非先住民の同等比率を課したクオータ性も導入した。この陪審制度は、いわゆる先住民陪審 (Jurado Indigena) とも言われ、先住民の権利や人権を守る司法制度として導入された。陪審構成でのクオータ性導入の目的は、女性・少数民族を含む「社会的弱者」への社会差別を是正・克服し、さらには彼らの積極的な司法参加を促す制度として導入されたのである。

最初の先住民陪審裁判は2017年ネクエン県で行われた。先住民マプーチェ族 (Mapuche) の女性リーダーと他メンバー2名が、殺人未遂で起訴され陪審裁判にかけられた。彼らはアルゼンチンと米国テキサスの合同鋳業会社が推進する掘削プロジェクトを阻止しようと、鋳業会社社員に投石し怪我を負わせたのである。

10月末に始まった刑事陪審裁判は、アルゼンチンのマスコミによって大々的に報道された。一週間後、6人の先住民と非先住民からそれぞれ構成された陪審は

3人の被告人に対し、無罪の評決を下した。陪審裁判では、多くの先住民の証人によって、これまで開発を阻止しようとしたマプーチェ族活動家や環境保護運動家が、長年に渡って検察当局によって逮捕され裁判官裁判で有罪判決を受け、100人以上が刑務所に送られていた事実が判明した。

女性や先住民の司法参加を積極的に促す刑事陪審制度は、500年に渡るヨーロッパ人移住者による先住民虐殺や男性特権主義の長い歴史や差別政策を超える司法制度となった。アルゼンチンの市民団体や環境保全団体の支援が「社会的弱者」に優しい斬新な陪審制度の導入を可能にした。中でも、刑事社会科学比較研究所 (Instituto de Estudios Comparados en Ciencias Penales y Sociales, INECP) が導入に向けて大きな力となった。

アルゼンチンは1976年から1983年まで軍事独裁政権が続き、民主主義制度を主張する数万人の市民活動家、学生、労働組合・政治団体さらには先住民団体のメンバーが逮捕、秘密で非公開の裁判にかけられ、密かに拷問・処刑されてきた暗い歴史が続いた。INECPは、これらの時代を目撃・体験してきた市民や弁護士、政治活動家に

よって1989年に設立された。すでに創立後30年を超える歴史を持つ。この短期間に、INECPはアルゼンチンの民主的な司法制度を確実に育み、チリを始めとする南米諸国の司法制度の民主化にも貢献してきた。

このような歴史は「陪審裁判を考える会」の1982年の創設とその軌跡に似ているものがある。冤罪をなくそうとして立ち上がった弁護士や、冤罪被害者やその家族、そして彼らを支援してきたマスコミ報道者や市民団体などが「考える会」の設立に貢献し、勉強会や運営の中枢を担ってきた。アルゼンチンのINECPが決断したように、司法制度の民主化を推進するためには、陪審裁判導入が不可欠であるという認識が活動の根底にあった。

冤罪事件を多く扱った故・後藤昌次郎弁護士は、冤罪をなくすためには、何がなくとも一般市民が審理する陪審裁判の導入が不可欠であると、一貫して陪審裁判の導入を訴えてきた。自称「原人」の後藤弁護士の共著「誤った裁判・8つの刑事事件」(上田誠吉共著、岩波新書、1960年)を読まれた方も多くいるのではないだろうか。そのような思いは、さらに実際に陪審

員として1964年に4人の若い沖縄の青年が泥酔した米兵の殺人事件で起訴され陪審裁判を受けたときに、陪審員として選任された伊佐千尋氏も長年言われてきたことである。

このような長い歴史を持つ陪審裁判を考えるのが、「民事陪審が日本を変える」の出版に伴い、民事・行政訴訟での陪審裁判導入のための運動を始めたのは、とても喜ばしいことだと思う。以下にその重要性について、近年加速するグローバル化の視点から、2つの例を挙げて、もう一度考えてみたい。

グローバル化による世界における民事陪審裁判導入の重要性

民事・行政訴訟で陪審裁判による一般人の直接的司法参加は、これからグローバル化する社会経済において、人々の生活を守る司法制度として、大切な役割を担うことになる。1970年代から本格的に始まった国際資本のグローバル化は、欧米の政治大国や国際企業が国家主権を侵食する機会を作った。日本では近年の「種子法廃止」や水道「民営化法」の法律が通り、大国の国際企業が日本に進出することになった。

例えば日本政府は2018年に種子法廃止を決定、それまで農業試験場や農家が保存していた主要種子を使えない可能性を起こした。これは遺伝子組換え作物(GMO)が日本の穀物を「汚染」すると、汚染された作物の所有権が国際法(特に世界貿易機関)によって遺伝子組み換え特許技術を有する外国資本企業の知的財産とみなされるからである。

つまり種子法廃止はモンサント(Monsanto)やデュポン(Dupont)、近年モンサントを買収したドイツ企業のバイヤー(Bayer)、スイス企業のシンジェンタ(Syngenta)が日本の種子マーケットを独占することになる。国際バイオ企業はすでに日本に子会社を創立しており、これらの日本農家は毎年彼らから種子を購入しなくてはならず、種子法廃止は国際バイオ企業への農民の従属を促すことになった。

同様に多くの国で、種子法廃止を通じて農民が廃業・自殺に追い込まれ、GMOによる環境汚染やGMO食品消費によるアレルギー反応、内臓疾患、悪性腫瘍痛など、健康面で問題を起こす研究が報告されている。例えばモンサントGMO・BTコトンを導入したインドでは、2018年までに三十万人以上の農民、つまりインド農耕人口の三十人に一人が

経済的負担で自殺に追い込まれた。GMOとワンセットで使用される除草剤で農業作業員が癌になることも報告されている。

日本の国会は種子法廃止を決定した同じ年に、水道「民営化法」も成立させた。それに伴ってフランス水道民営会社・ヴァオリア(Veolia)やスエズ(Suez)は、すでに日本の自治体と交渉を始めた。

フランス・パリ市は1980年代に水道を民営化した。水道料金が急騰し、市民からの要求で2010年に再公営化した歴史がある。日本で生活する人々のライフ・ラインを、従来のように地方自治体で公営するのではなく、海外在住株主の利潤を追求する外資企業が担うのである。

スエズ社はすでに多くの国々の自治体と契約、水道料金未払い者に対し、一千万人単位で水道供給を止めている。ボリビアでは水道民営化によって、米国民企業ベクトル社が水道料未払い者に対し水道水供給を中止、各地で大暴動が起こり、その煽りで独裁政権も同時に追放された歴史がある。隣国のアルゼンチンではスエズ社は市民の訴えで営業中止を余儀なくされ撤退した歴史がある。

民事陪審制度を導入すれば、外資企業を受け入れた地方自治体等に対して、民

事・行政訴訟を通して、水道水運営化の是非を審判する機会を作れる。裁判では市民から選任された陪審員が、一般庶民の生活感覚を反映させた評決を出すことも可能となる。民事陪審制度の導入は、これからさらにグローバル化が加速する国際社会において、その国民の生活環境を守る大切な役割を果たすことになるだろう。

すでにモンサント農薬のラウンドアップが発がん性を持つことは、WHOやカリフォルニア州をはじめとする他の州政府によって認識されてきた。くしくも日本の国会が「種子法廃止」を決定した2018年に、米国サンフランシスコ連邦裁判所で行われた民事陪審裁判で、市民から選出された陪審は近年モンサント社の農薬で癌になった黒人の原告に対し、多額の損害賠償支払いをモンサントに命じた。それによって遺伝子組換えの危険性がマスコミを通じて社会に伝わることになった。

短期的な経済効率の理論で、利害を追求する巨大な国際企業や利益に付随する政治家に対して、一般庶民が「物申す」ことができる民事陪審制度の導入は、国をあげて検討すべきでないだろうか。同時に民事陪審の判断は、当事者からの視点を審理・評決に反映(13頁下段に続く)

裁判員は正しく裁判をしたか

五十嵐 二葉 弁護士

裁判員制度が始まって12年。5年目、10年目という節目ごとに、最高裁は「おむね順調」と繰り返し、メディアは主として「裁判員への負担」を問題にする程度で、誰も正面から「裁判員制度で刑事裁判は正しい判決をするようになったのか」を取り上げない。

何が正しい判決なのかは実は哲学的な問題で、一義的に言えないのは勿論だが、ただ一つ言えることは「無辜を罰しない」ことだけは、正しいということは誰も異議を唱えないはずだ。

私は今、この点を中心に論稿を書いていて、現在のところ、「無辜を罰してしまつた」裁判員裁判の分析をしているところだ。「無辜を罰してしまつた」といつても、「神のみの知る」真実は、本当は被告人と被害者以外、裁判に関与する誰にも分らない。裁判とは、そこに出された証拠という人為的に制限された情報から、制限のある判断力しか持つていない、制限された人数による、多くの制約を持つた判断に過ぎないからだ。

だから「無辜を罰してしまつた」という枠組みを「裁判員の有罪判決が、高裁で無罪になつた」という、これもさらに限定された判決書だけを資料とする条件で見ていくことしかできない。

そうした限定された条件の中での、テーマについての今現在の感想を言えば、日本の裁判員有罪判決が高裁で無罪とされた事件は、実は「市民参加裁判による冤罪」というレベルまでも行つていなくて、現在の日本の刑事手続、つまり刑事訴訟法などの法律の問題と、その運用（裁判官・検察官、そして弁護士も）の裁判の「やりかた」の問題だということだ。裁判員としてそうした裁判に関与した市民は、その「やりかた」の中に組み込まれて「裁判」をしていた。あるいはその限度での市民の責任、ということかもしれない。

この会報は多数の例を詳細に書ける紙数のメディアではないので、分かりやすい例を一つだけあげておこう。

裁判員法（108条）で裁判員に課さ

れた「守秘義務」法律とその運用は、日本での市民参加司法への大きなネックで、裁判員たちが、なぜそう判決をしたかが、語られることがない。

ただ一つの例外が2016年判決の「今市事件」だ。05年に小学1年の女児が殺害され、9年後にいわゆる「ローラー作戦捜査」（この場合はビデオ店でわけせつビデオを借りたことがある者）で逮捕され、暴力を含む長期間の取り調べで「自白」をした被告人に、2年後に宇都宮地裁が有罪・無期懲役を言い渡した。

判決後の会見で裁判員らが口々に語つたのが「決定的な証拠がなかったが、録音・録画で判断が決まつた」「録音・録画の再生がなければ今回の判断はなかつた」「なかつたら判断はできなかった。大きな部分を占めていた」等々、取調べのビデオを見たことで有罪を決めた、という「有罪にした理由」だった。

何百時間にも及んだ取調べのうち録音・録画したとして検察側が弁護士側に開示したのは81時間20分のみ。このうち検

察側が選んだものに、弁護士側が選んだものがわずかに加えられた7時間13分が3枚のDVDに編集されて「補助証拠調べ」（自白を検察官が書き取つたとされる「自白調書」に任意性があることを立証する検察側の証拠）として、法廷で上映されたのが、裁判員たちの「有罪心証」をつくつた、というのだ。

まず刑事訴訟法の「法律の問題」。長期拘禁（この被告人は別件逮捕勾留も含めて公判開始まで2年近く「囚われの身」となっていた）。制限のない取調べ（その間無制限に捜査官の取調べができる。この被告人は逮捕から16か月の起訴後も取調べられた）。弁護士の立会（近代的な国家では当然の制度だが、日本では制度が無い。もちろんこの被告人も取調べへの弁護士の立会は一度も無し）。

そして法律の運用の問題。警察・検察がこれらの言わば近代法としての欠陥をフルに運用して、台湾で育つて当時日本語も十分にできなかった24歳の青年を自殺しようとするほどに無理な取り調べで自白させ、裁判所はその自白を「任意性がある」と判断する運用をした。

裁判所の運用で特にこの事件での決定的な過ちは、裁判員たちが有罪をきめた「取調べビデオ」は、裁判員に見せてはいけないものであつたのに、見せてし

まったことだ。

そもそもイギリスで始められ、数多くの国に広がった取調べの状況をビデオや録音で残す理由は、取調べ官が暴行や脅迫はもとより、自由な供述を妨げる取調べをしないように監視し、その客観的記録を残すためだ。日本の検察は、ビデオをこれとは逆の目的——ある特定の取調べで作った自白調査を「任意性がある」として裁判所の有罪証拠に使わせるために、その調査の取調べビデオを証拠に出す、という目的で使うことを始め、日本の裁判所はそのままその使い方を実務にしました。

今市判決が2016年4月に出された1か月後の5月に、この世界に例のない使い方を刑事訴訟法にそのまま書き加える刑法改悪(103条の2の追加)を、政府は国会で成立させてしまった。

しかし、日本の法律でも、このビデオを裁判員に見せることはできないことは、弁護士の間でもあまり知られていないのだ。裁判員法6条(裁判官及び裁判員の権限)2項は「次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議による。一法令の解釈に係る判断、二訴訟手続に関する判断」と規定する。裁判員制度の制度設計に際して市民参加に大いに期待を抱いていた日弁連は、調査の任意性

判断に裁判員を参加させるよう主張したが「法律判断は裁判官の専権である」との理由で認められないまま立法されている。

つまり任意性判断は裁判官のみでなければならず、従って取調べビデオの視聴は裁判官のみで行わなければならないのに、宇都宮地裁刑事部は、裁判員に見せてしまう違法を侵したので(他の裁判所も同様の過ちをしていたので、違法性を考えもしなかったのだろうが、裁判員法を知らないでの運用だ)。

宇都宮地裁のこの違法が無ければ、裁判員らの有罪判断はなかった。

今市事件の控訴審判決(2018年4月8日東京高裁)は、1審裁判所が裁判員にビデオを見せてしまったことに対して「被告人が殺害犯人であると認められるかどうかということ、自らが殺害犯人であることを認める被告人の供述が信用できるかということの違いは紙一重であり」「取り調べの録音録画記録媒体を証拠として取り調べるということは……これを実質証拠とせず、信用性の補助証拠に限定し、実体判断は供述証拠によると法的に整理したとしても、実際の心証形成の過程や内容は、同記録媒体を実質証拠とした場合と実質的に異ならぬ」と(68頁)として、この点を中心に宇

都宮地裁の裁判員判決を破棄している。

ただ、この東京高裁は、誰もが思いもしなかった「勾留されている被告人が母に書いた手紙」と鑑定意見が分かれたDNA鑑定などを理由に被告人が女兒殺しの犯人だと認めるといって、奇妙な判断で無期懲役の実刑を維持する「破棄自判」判決をしている。

1審の裁判員らが、もし裁判所から「ビデオ」を見せられず、「決定的な証拠がなかった」という状態で、宇都宮地裁の裁判官が刑事裁判の大原則「疑わしきは被告人の利益に」を裁判員らに正しく説示していたら、裁判員たちが「決定的な証拠がなかったが」「ビデオで判断して」有罪の判決をすることはなく、無罪の判決をしていたら、それでも2審の東京高裁が有罪判決をしたかは疑問だ。

以上のように、日本の刑法法の非近代的な特性と警察・検察・裁判所の運用、裁判員法を多分よく読みもしない裁判所の誤った運用で、裁判員裁判に誤った判決が出てしまった一つの例だ。

この今市事件では、多数の「自白調査」や相反する鑑定などの中で、裁判員らは「決定的な証拠がなかった」というところまでの判断をしていた。2審の東京高裁の多くの学者や実務家が驚く判断より、真つ当な判断を市民はしていたとも

言える。

それを今後必ず明らかになるだろうが、冤罪・誤判事件にしてしまったのは何なのか、私たちは他の裁判員事件も、その観点で見て行かなければならないだろう。

(11頁から) する可能性を生む。アルゼンチンのチャコ県ホルヘ・キャピタニッチ知事(Jorge Capitanich)は、民事陪審制度導入は民衆の権利や人権を守る大切な司法機関になるだろうと述べた。

もし東電・日本政府に対する福島原発訴訟の民事裁判で、陪審制度が導入されれば、福島原発で被害を被った人たちの視点が、反映される判断が下されたかもしれない。

同時に陪審裁判のマスコミ報道を通じて「危険は福島が負い、利益は東京」という東電の原発経営方針の是非を、市民から選任された陪審員によって審理されることになるだろう。風通しの良い市民の感覚が司法判断に反映する司法制度の構築に向けて「陪審制度を考える会」はこれからも多くの団体との連携を通じて、民事陪審裁判制度の導入に向け、活動を続けて行くことを願う。

「陪審裁判」を出版するよじこいんじよ

荻原 弘和 日本評論社

昨年、2020年5月、陪審裁判を考
える会の編集による『民事陪審裁判が日
本を変える 沖縄に民事陪審裁判があつ
た時代からの考察』が刊行されました。

出版社の担当者として、歴史的に、社会
的に、そして、未来のために意義ある書
籍の発刊にたずさわらせていただき、心
より感謝申し上げます。会員および執筆
者の皆様、とりわけ編集代表を務めてい
ただいた新倉修先生、四宮啓先生、福来
寛先生、飯考行先生、事務局の滝田清暉
さん、黒沢香さん、そして刊行および普
及のために命をかけて尽力してくださつ
た故・上口達夫さん、本当にありがとう
ございました。そして、帯広告へ思い高
ぶるコメントを寄せてくださった新堂幸
司先生にも特別の感謝を申し上げます。

今回の出版は、二つの大きな出来事が
契機となりました。ひとつは、かつて沖
縄で行われていた陪審裁判の貴重な生き
た記録が、2015年に琉球大学で発見
されたことです。沖縄を統治したアメリ
カ民政府の裁判所は、1963年に刑事

陪審裁判を、翌年に民事陪審裁判を導入
し、日本返還直前まで継続しました。開
催された陪審裁判は9件。琉球大学の図
書館には、そのうち刑事陪審3件、民
事陪審2件の法廷記録のコピーが保管さ
れていました。陪審裁判を考える会メン
バー有志は、その民事陪審裁判記録2件
を和訳し、それが書籍の重要な基盤とな
りました。

もうひとつの出来事は、2019年5
月に裁判員制度が施行10年の節目を迎え
たことです。裁判員制度を導入した平成
の司法制度改革では、司法への市民参加
を刑事事件のみならず、民事事件や行政
事件にも導入することが検討されていま
した。裁判員制度施行10年をきっかけに、
もう一度、民事司法への市民参加の可能
性を市民とともに議論したい、そのため

に日本の司法を取り巻く諸問題を洗い出
し、沖縄の民事陪審裁判記録からその解
決、改善のための糸口を探りたいという
のが、今回の出版のコンセプトです。沖
縄の基地問題や福島原発訴訟などを題

材に、民事陪審裁判が導入されたら、そ
れらはどう変わっていくのかという命題
が屋台骨となつて、多角的な意見を支え
ています。

今回の出版に際しては、32名もの執筆
者に参加していただき、非常に多岐に
及ぶ話題について議論していただきまし
た。それゆえ、いささか混沌とした印象
を読者に与えるかもしれません。私の出
版人としての力の無さが大きく起因する
ところではありますが、見方を変えれば、
それがこの国の「陪審裁判」の現状であ
るとも言えます。「陪審裁判」は、そし
て民事陪審裁判導入の議論は、今は未だ
雑然としたものであり、それを出版とい
うかたちで市民に問うのは非常に難しい
ことでもありました。

しかし、「未だ無いもの」には、無限
の可能性があります。今は「陪審裁判」
や司法への市民参加に関心が薄い人びと
も、少なからず日本の司法や社会に鬱屈
した気持ちを抱いて日々を生きているは
ずです。その歯痒さを解消する手段のひ

つとして、市民の司法参加へ注目が集
まり、市民間での議論が高まれば、現実
に「民事陪審裁判が日本を変える」日が
来るかもしれません。その可能性にこそ、
出版意義があります。「陪審裁判」を出
版するということは、この国では今は未
だ導線のない困難な道です。だからこそ、
陪審裁判を考える会での活動を通して、
他者から学び、協力し合い、自己の知見
を深めて、またそれに挑戦したいです。

陪審裁判を考える会 会報23号

発行 陪審裁判を考える会事務局 滝田 清暉

編集担当 黒沢 香

陪審裁判を考える会HP <http://www.baishin.com/>

メーリングリスト baishin@googlegroups.com

事務局住所 〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-41-12

岡埜ビル7階 IP 国際技術特許事務所内

電話 03-5273-7695

郵便振替口座 現在は使われていないということです